

お昼ご飯をお届けします

現在、福島市では、健康の維持と利用者の安否確認を兼ねて、栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を一食400円で配食しております。

毎週(1月1日を除く)希望する曜日にお届けいたします(土日祝日も配食します)。

なお、ご利用にあたっては裏面をご確認のうえ、お申込みください。

《メニューの例》～平成30年2月10日から15日までの実際の配食メニュー～

| 10日 | | 11日 | | 12日 | |
|--------|---------------------------|--------|---------------------------|-------------|-----------------------------|
| 角 屋 | 野菜炒め、焼鯖、 だし巻玉子 | 大 亀 | 若鳥唐揚アンカケ、白菜薩 摩揚煮、小松菜浸し | 信 濃 屋 | 鶏肉塩麴焼、シーチキンサラ ダ、ほうれん草ソテー |
| 13日 | | 14日 | | 15日 | |
| 角 屋 | 山菜炒め煮、豚肉味噌焼 き、スパゲティサラダ | 大 亀 | 白身フライ、アスパラ炒め 煮、春雨サラダ | 信 濃 屋 | 赤魚胡麻照焼、胡瓜酢物、 ごぼう土佐煮 |

この写真はイメージです



専用ケースに
盛りつけられた弁当。

※実際にお届けする弁当箱は数量の関係で異なる場合もございます。

☆ 問い合わせ先 ☆

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 525-7657

《利用したい方へ》

1. 利用できる方

おおむね65歳以上の、食の自立が困難な方で次のいずれかに該当する場合に対象となります。

- ① 一人暮らし、または高齢者のみで生活している方
- ② 事情により日中一人暮らしの方

※ 65歳未満の方でも、心身の障害等により調理が困難な場合は、ご相談下さい。

ただし、次の方は制度及び衛生上の理由から利用できませんので注意して下さい。



- ※ 1. 配食を1ヵ月以上継続して受けられない方。
- ※ 2. 配達時に食事を手渡しで受け取ることができない方。
- ※ 3. 認知症などの理由から食事の管理ができない方。

2. 利用上の注意

- ① お申込みいただく際に、**緊急時の連絡先**を教えてください。
- ② お支払い(一食400円)はチケット制で、10枚つづりのものを初回の配達時に配達員から購入していただきます。(チケットの再発行はできません。)
- ③ 配達時間は10時から12時のあいだになります。チケットと交換に配達員から手渡しで受け取っていただきます。
- ④ 配食を休む場合、前日の午後3時までに弁当惣菜協会へ電話してください。

連絡がない場合、通常どおりチケットをいただきます。

福島市弁当惣菜協会 TEL 553-8255
(〒960-0102 福島市鎌田字卸町5-9)

3. 申込み先

各地域包括支援センター

《利用を開始するまで》

- ① 地域包括支援センターへ電話します。
- ② 地域包括支援センター職員の家庭訪問を受け、申請書を作成します。
- ③ 地域包括支援センター職員が、申請書類を福島市役所 長寿福祉課へ届けます。
- ④ 利用開始日について、福島市役所 から連絡(通知)が届きます。
- ⑤ 利用開始日に弁当惣菜協会が配食にきますので配達員からチケットを購入します。

